

第1回豊川市空家等対策協議会における主な意見について

(1) 豊川市空家等対策の方向性

豊川市空家等対策の方向性について

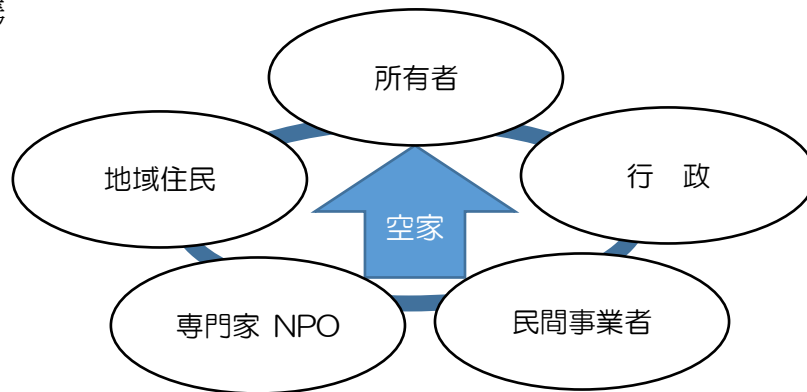
～空家等対策計画策定に向けて～

1 空家等対策計画の策定にあたって

本市における空家等対策計画を策定するにあたって、総合的な空家対策を推進するために、本市の空家対策の現状を把握し、今後の取組みの方向性を確認します。

2 空家等対策における基本的な理念

- 市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- 地域の活性化に向けた流通・活用の促進
- 実現に向けた関係部局、地域住民、民間事業者、専門家団体など多様な主体との連携



3 空家等対策の取組みについて（基本方向）

本市における空家等対策計画の策定にあたっては、下記を取組みの柱とし、対応策を検討します。

1 空家等の予防・適正管理 ・発生抑制の周知啓発 ・適正管理の促進	➡	施策：
2 空家等の利活用 ・流通の促進 ・資源としての活用	➡	施策：
3 不良なものは除去 ・利活用の予定のないものは除去 ・跡地の積極活用	➡	施策：

(2) 第1回豊川市空家等対策協議会における委員からの主な意見

(1) 対策全般について

- ・市としての基本的なベースの方向性は必要だが、地域ごとでのアレンジも組み込んでいければいい。
- ・地域ごとに空き家の状況が違ったり対策の仕方が違う。
- ・早めに市が団体と協定を結んで、市民に対してPRをしていくといい。
- ・住めそうな立派な空き家から朽ち果てそうな空き家まで、ランクをつけて、協議会で決めていければいい。

(2) 空家等の予防・適正管理

- ・水道が止まった時点で今後どうしていくのかという調査を行うことが大変有効的である。
- ・表題登記を行うことは法律の義務であり、未登記の建物があつていいという訳ではないので、必ず登記するよう啓発、啓蒙が必要である。
- ・元気なうちから自己の財産を管理するよう啓発を積極的に行っていくことが必要である。もし一人暮らしであつて管理ができないようであれば、元気なうちから管理できる方法を考えたり、認知症になってしまった場合には、成年後見人を付けるとかという抑止力を積極的に行っていくといい。
- ・空き家の程度についてランク付けのチェックリストがあれば町内会とかでも調べやすい。
- ・特定空家の、その後の現状把握、チェックをどのようにしていくか。
- ・豊川市に家を持って見える方が、豊川市に何か繋がりみたいなものを持っていれば、関心があるだけでも全然違う。まず最初は自分が持っているんだということ、あとは関心を持ち続けていただくこと、そのあたりを盛り込んでもらうといい。

(3) 空家等の利活用

- ・古い家に多少不便でも住みたいと思う人はいると思うので、空き家をリノベーションして住めるようにしたい。
- ・リノベーションについて、古い家をリフォームして住みましょうと推進している業者何社に声をかけてリノベーションの提案をしてもらう。
- ・リノベーションの研修だったり、共同作業をすることで家への興味や愛情を持ったり、グループワークをすることで何回か参加することで人間関係を構築するといい。
- ・新しく買われた方が家を建てることができるよう、市町村の特例的なものを

作るといい。

(4) 不良なものは除去

- ・空き家といっても基本的には誰かの財産であり、個人資産に対して何か措置をするというのはほぼ訴訟前提での市町村の対応が必要である。
- ・市から苦情がきているからと催促したり、督促状という形で壊してくださいとすれば、きれいになるのではないか。